固定資産税の課税対象となる償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地および家屋以外の事業用の資産です。(ただし鉱業権、 漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。)

申告が必要な資産

- 耐用年数が1年以上で、かつ、1個(1組)当たりの取得価格が10万円以上の資産
- 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円未満であっても固定資産(個別償却)として計上 しているもの
- 減価償却が終わって帳簿上残存価格のみ計上されている資産(償却済資産)であっても、現に事業のために使用されているもの
- 遊休、未稼働資産であっても、いつでも事業のために使用できる状態にあるもの
- 事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産
- 他の事業者に事業用の資産として貸付けているもの
- 割賦販売で購入された資産(リース資産であっても契約内容が割賦販売と同様である資産)
- 租税特別措置法を適用して、即時償却した資産
- 資本的支出(改良費)は、本体部とは別に新たな資産の取得として申告してください
- 貸借人が賃借している家屋に設備している事業用造作設備・建物附属設備・内装及び改装費
- 建設仮勘定で計上している資産であっても、令和3年1月1日現在事業のために使用されているもの
- 福利厚生の用に供するもの(社宅、宿舎、寮等福利厚生施設に設置された構築物、器具、備品)

申告の必要がない資産

- 耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に 参入されたもの
- 取得価額が20万円未満の償却資産で一括して3年間で均等に償却する資産
- 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- 無形固定資産(営業権、特許権、電話加入権、漁業権、ソフトウェアなど)
- 用途廃止資産(解体されていないだけで、今後も使用されない資産)
- ファイナンスリース取引に係るリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- 果樹、馬、牛、その他の生物(但し、鑑賞用・興行用の生物は申告が必要)
- 減価償却を行わない絵画・骨董品等の美術品(複製品は除く)
- 原状回復費用としての家屋修繕

令和元年の国土交通省告示により、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機等、 農耕作業用の小型特殊自動車で、最高速度35km/h未満のものは、償却資産の申告対象から軽自動車税 種別割の課税対象へ変更となりました。そのため、上記の資産は令和3年度償却資産申告書には記載 せず、下田市役所にて軽自動車として申告の手続きを行ってください。